
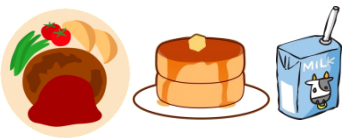



# 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取り扱いについて（公立園用）

- 令和元年10月から、3歳児クラス～卒園までのお子様の保育料が無償化されます。
- 給食費は、主食費（ご飯など）と副食費（おかずやおやつ、牛乳など）で構成されています。
- 2号認定子どもの保育料に含んでご負担いただいていた副食費（おかずやおやつ、牛乳など）は、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。
- 無償化後は、1号認定子どもと2号認定子ども、それぞれに定めた給食費を毎月ご負担いただくこととなります。
- ただし、“年収360万円未満相当世帯の子ども”と“全ての世帯の第3子以降の子ども※”については、副食費が免除されます。

※ 幼稚園タイプの場合：同一世帯内の小学校3年生から数えて第3子以降の子ども

保育園タイプの場合：同一世帯内の就園児から数えて第3子以降の子ども

保育料と給食費の負担方法		令和元年9月まで				無償化後（令和元年10月以降）			
		幼稚園 (1号)	保育園 (2号)	こども園		幼稚園 (1号)	保育園 (2号)	こども園	
				1号	2号			1号	2号
 保育料		保護者負担	保護者負担	保護者負担	保育園と同じ	無償			
 給食費		保護者負担 主食・副食を給食費として園で徴収	副食費4,500円は保育料に含まれる	副食費3,200円は保育料と併せて徴収					
 主食費			保護者負担 40円/食を園で徴収			主食・副食を給食費として園で徴収	給食費 月額 5,500円 【内訳】 副食費 4,500円 主食費 1,000円	給食費 月額 3,850円 【内訳】 副食費 3,200円 主食費 650円	

問い合わせ先: 下関市こども未来部幼児保育課 TEL: 083-231-1183・1397